

人工知能の開発に対する EU の対応 及び台湾の「AI 基本法草案」の策定

AI 技術は、日々進歩し、初期の単純な音声認識、画像認識、GPS などから、日常生活以外のハイテク産業製品・システム、労働力の供給、予測モデルの構築など、多方面に活用されている。しかしながら、この新しいタイプの人工知能の出現と急速な発展については、現行の法律では規制されていないため、人工知能に伴う争議を解決するには、関連する法律や規則を制定する必要がある。その内容には、倫理・道徳、人工知能システムの定義、使用方法、使用範囲、侵害の態様などが含まれるが、これらに限定されるものではない。本稿では、今般、EU で成立・可決された人工知能関連法令と、こうした国際的な潮流を受けて台湾が策定した「AI 基本法草案」について紹介する。

1. EU の AI 規制法 (AIA) ¹

AI 規制法 (Artificial Intelligence Act、以下 AIA という) は、世界初の人工知能に関する規定である。AI の健全で、柔軟な法的枠組みを構築することを目標とし、AI 製品に対してリスクベースで分類する「リスクベース・アプローチ」(risk-based approach) を採用するほか、人工知能製品によってもたらされる可能性のあるリスクに対処すると同時に、過度な制限又は技術の発展を阻害することのない適切な管理を行うために必要最低限の要件を設定し、比例原則に準拠する監督管理措置を提示している。例えば、生成 AI は現在、4 つに分けられたリスクレベルのうち「限定リスク」レベルの AI と分類されており、このレベルではその基盤モデルは透明性の義務に準拠する必要がある、トレーニングプロセスで使用される著作は、欧州連合法 (European Union Law²) 及び EU 各国の著作権法などの関連法規に違反しないことを確保するために、開示しなければならない。AIA は、EU 理事会案及び欧州議会案を経て、適用対象が AI の製造者、提供者、輸入者、販売者、利用者などに広げられているが、その中の「提供者」と「利用者」が主な義務対象者で

¹ 楊智傑・鄭富源著「人工智慧法與生成式 AI 規範」参照。

² 例：「一般資料保護規則 (GDPR)」。規則の内容については注釈 6 を参照。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

あり、仮に違反した場合は、高額な制裁金に直面することになる。この法は 2026 年から正式に施行される予定である。また、世界各国でも、AI 関連の規定を策定するための基礎及びフレームワークとして AIA を使用している。人工知能のリスクレベルの概要³は以下のとおりである。

リスクレベル	用途と特色	使用制限・義務
許容できないリスクのある AI	EU の価値観及び権利について違反しているもの（人の生命又は心身の健康などの基本的権利に重大な脅威をもたらすもの）。	一律利用禁止
ハイリスクのある AI	規制対象製品のセーフティコンポーネント（例：医療機器、車両）又は特定の分野（例：重要なインフラ設備、公共・民間部門の重要なサービス）に関わる場合	基本的に市場に投入することは許容されるが、一定の必須要件及び法的義務の遵守が必要となる（例：リスクアセスメント、十分な開示、サイバーセキュリティ等）。また、適合性評価を実施し、CE マークを表示しなければならない。
限定リスクのある AI	人々に対するリスクは低く、制御可能であるもの（例：生成 AI）。	透明性の義務（例：使用者に機器と相互作用していること、また、続行するか否かを決定することができることを通知する必要がある。）
最小リスクの AI 又は無リスクの AI	人々の権利、生活にほとんど影響を与えることがないもの。大部分の AI 技術の応用はこのカテゴリに属する（例：スパムフィルタリングシステム）。	特別な規定またそれに対応する義務はない。

³ 楊智傑・鄭富源著「人工智慧法與生成式 AI 規範」参照。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2. 台湾の AI 基本法草案

世界各国における AI の急速な発展に対応するため、台湾でも欧米に倣い、先にガイドライン⁴を示し、後に立法化を行う進め方を採用している。台湾の「人工知能科学研究開発ガイドライン (AI Technology R&D Guidelines)」に基づいて策定された AI 基本法草案は、AI の倫理と法制度に焦点を当てており、(1) 開発綱領 (2) 政府が提供すべきビッグデータの共有プラットフォーム (3) 責任担当機関の設立 (4) 適切な管理体制に沿った個人情報の収集・取扱い・利用 (5) 大量のデジタルデータを取得する過程におけるプライバシー保護 (6) 人工知能のリスクの分類等が含まれる。

以下に「立法院第 10 届第 6 会期第 2 次会议議案關係文書⁵」の草案条文の内容を整理し表にまとめる。

草案条号	主な内容
第 1～7 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 本法の制定目的 (AI の研究開発と応用により、国家の安全、経済、競争力及び人々の生活の質を向上させる。) ● 用語の定義 (本法律の用語は、多くの関連する法律や規則を参考にしており、例えば「個人データ」についての定義は EU が制定した「一般データ保護規則」⁶を参考に行っている。) ● 主務機関、責任担当機関及びその職務
第 8～10 条	<ul style="list-style-type: none"> ● ビッグデータプラットフォーム共有の仕組み ● 人工知能のリスクレベル⁷とその義務
第 11～15 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 人工知能開発の基本原則 (国際公約規範の尊重、環境保護や持続可能な開発に基づくこと、人々の権利と利益への配慮、情報の透明性等が含まれる。)
第 16～20 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 人工知能のサンドボックス⁸の推進及び審査

⁴ 台湾の「人工知能科学研究開発ガイドライン」については、弊所の 2024 年 7 月号 Newsletter 「台湾の AI 法制度について」を参照してください。

⁵ 中華民國 111 (西暦 2022) 年 9 月 28 日印刷発行。

⁶ 原題「General Data Protection Regulation (GDPR)」。特に機密性の高いカテゴリの個人データを挙げており、個人データの定義には人種、政治的意見、宗教的信念が含まれている。AI が新しいタイプのテクノロジーであっても、データベースを構築するための個人データの収集、利用、管理は例外なく GDPR に準拠する必要がある。

⁷ 「EU AIA」を参考として、AI を分類するほか、それに対応する遵守義務を策定する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<ul style="list-style-type: none"> 人工知能産業が公開すべきサービスの利用規約（例えば、人間本位の倫理に基づいたサービスなど。） 人工知能製品とサービスの検証制度及び人工知能産業の発展を促進するために推進すべき事項
第 21～24 条	<ul style="list-style-type: none"> 使用者のプライバシー権の保障（個人情報保護法の遵守、及び当事者に対し常時個人データのポータビリティ⁹を確保することができるなど。） 個人データ収集の原則及び倫理審査の仕組み
第 25～27 条	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用規約を開示しない場合の罰則 個人情報の当事者からの要求による共通形式でのデータ提供に応じない場合の罰則 倫理審査を経ずに審査・承認を受けるべき計画を実行した場合の罰則 個人情報保護法の規定を遵守せず又は非識別化措置を講じずに個人情報を不適切に利用し、個人情報の当事者に重大な損害を与えた場合の罰則
第 28 条	主務機関が期間毎に行うべき法規と行政措置の検討
第 29 条	施行期日

⁸ 関連する設計を通して、サンドボックス（テスト環境）を作りだし、イノベーターがリスクをコントロールできる状況下で製品の生産、サービス又はビジネスモデルのテストを行える仕組みを提供する。

⁹ 例えば「カリフォルニア州プライバシー権法（CPRA）」と「EU GDPR」では、当事者には管理者（controller）に提供した情報を受け取る権利並びに管理者の技術的に可能な範囲でその個人情報をその他の管理者に送付することを要求する権利を与えている。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。